平成２３年（フ）第１５９７４号
神奈川県川崎市宮前区平５丁目２―40―206
債務者　佐藤　光一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９７５号
神奈川県横浜市都筑区仲町台１丁目16―１―206
債務者　田中　真実（旧姓滝上）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９７６号
東京都港区六本木２丁目４―７―404
債務者　境野　由香（旧姓貝瀬）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９７７号
東京都練馬区下石神井２丁目31―20―703
債務者　藤村　英子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９７８号
東京都東村山市本町１丁目13―51―104
債務者　川原　　豊（旧姓成澤）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９７９号
神奈川県横浜市港北区綱島西４丁目17―12
カレントハウスⅡ105
債務者　藏本　　圭
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９８０号
東京都町田市木曽東３丁目16―35―207
債務者　酒井　涼子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９８１号
千葉県山武郡九十九里町片貝6918
債務者　土田八重子（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９９４号
東京都台東区上野桜木１丁目８―11
債務者　芳賀　国治
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６００１号
東京都港区芝３丁目26―11　朝日新聞芝ニュースステーション内
債務者　大山　尚隆
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６００７号
東京都大田区中央８丁目17―17　第四昌和荘102
債務者　渡嘉敷ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０１０号
東京都品川区戸越５丁目５―12―203
債務者　小山内健二
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０１２号
千葉県長生郡長生村信友1938―４
債務者　隅田　　武
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０２０号
東京都大田区大森南１丁目12―18―208
債務者　佐藤満壽子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０２２号
東京都大田区南馬込６丁目４―20―103
債務者　野中サルバシオンこと　ノナカ　サルバシオン　メンドーサ
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部